

飯南町

# 男女共同参画 計画

Men and Woman  
Cooperation Participate Project



# はじめに

現代の社会経済情勢、少子高齢化などの流れの中で、人々のライフスタイル、価値観は多様化し、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあります。

21世紀を人間性豊かな社会として確かなものにするために、男女がお互いの生き方、考え方を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を自分らしく発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成が求められています。

この10年で、男女共同参画関連の法整備として、男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力防止法（DV法）の制定をはじめ、男女雇用機会均等法、育児休業法、労働基準法の改正など、女性の働きやすい職場環境の整備や女性の被害防止・救済システムの確立などが進められてきました。

しかし、女性の就業継続は依然として厳しく、家事や育児の負担は女性に偏っているのが現状です。

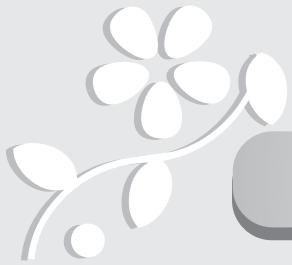
男女間における固定的な役割分担や経済力の格差などは、構造的問題であると同時に社会的問題としてとらえ対処する必要があります。

男女共同参画社会の実現は行政の取り組みだけで解決できるものではなく、町民、事業者、各種団体などそれが、地域社会や職場、その他日常生活の中で、その責任において気づき、実行をしていくことから実現していくものです。

本町においても男女共同参画社会基本法による基本理念を尊重し、飯南町男女共同参画計画を策定します。

平成19年3月

飯南町長 山 磬 英 樹



# 目 次

## は じ め に

第1部 計画の策定にあたって	1
----------------	---

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1

第2部 計画の基本的な考え方	4
----------------	---

1. 計画推進の基本的視点	5
2. 計画の体系	6

第3部 基本目標と施策	7
-------------	---

基本目標I 男女共同参画の意識づくり	7
基本目標II 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	9
基本目標III 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進	11
基本目標IV 個人の尊厳の確立	14
基本目標V 國際化に対応した共同参画の推進	16

第4部 計画の推進	17
-----------	----

## 参 考 資 料



# 第1部

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

わが国の憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、制定以来、人権の尊重、男女平等の実現に向けた様々な取り組みがなされてきました。

その中で、21世紀を迎えて、わが国社会の最重要課題とされる男女共同参画社会の形成を目指して、1999年（平成11年）には「男女共同参画基本法」が施行され、翌年策定された「男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野でその推進に取り組まれています。

しかし、男女の役割を固定的にとらえる役割分担意識は根強く、それに基づく社会の慣行や雇用の場における男女格差など、多くの課題を抱えています。

私たちの置かれている今日の社会は、少子高齢化・高度情報化・国際化・家族形態の多様化など急速に変化しております、従来の社会システムでは十分に対応できなくなっています。

急速に変化する社会の中で、将来にわたって活力のある豊かで安心できる社会を構築し、男性と女性がその特性を活かし、対等のパートナーとして参画していくことが求められています。

本町においても男女共同参画社会の形成は町づくりの最重要課題であり、さらに積極的にその推進を図らなければなりません。

この計画は、町の現状と国・県の動向を踏まえながら、あらゆる分野における男女共同参画に向けた取り組みの指針として策定するものです。

### 2. 計画の性格

この計画は、男女共同参画基本法（以下「基本法」という）第14条3項に基づく、本町における男女共同参画推進のための基本計画です。

この計画は、行政はもとより、住民が家庭・学校・職場などあらゆる場において、自ら考え、行動するための指針とするものです。

### 3. 計画の期間

計画の期間を平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間とし、社会の変化や計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

参考：〈男女共同参画社会とは〉

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が与えられ、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

\*男女共同参画基本法第2条（定義）より



## 男女共同参画社会の基本理念（5本の柱）

### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、個人としての能力を発揮する機会を確保していく。

### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう、社会における制度や慣行について見直していく。

### 3. 政策等の立案及び決定への男女の共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保する。

### 4. 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族一人ひとりが互いに協力し、社会の支援も受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし家庭生活と社会における活動に対等に参画できるようにする。

### 5. 国際協調

男女共同参画を国際社会の取り組みも勘案しながら進める。

※男女共同参画基本法第3条～7条



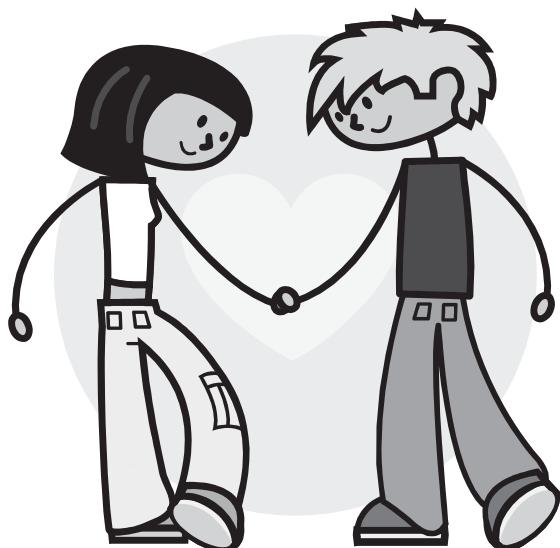
## 男女共同参画をめぐる主な動向

年	世 界	日 本	島 根 県
昭和20年 (1945)	国連憲章前文に男女平等がうたわれる。		
昭和21年 (1946)	婦人の地位委員会設置	日本国憲法 男女平等明記	
昭和50年 (1975)	国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置	
昭和51年 (1976)	国連「婦人の10年」スタート		
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」策定	「婦人担当窓」設置（商工労働部内）
昭和53年 (1978)			「婦人問題庁内連絡会議」設置
昭和54年 (1979)	国連「女子差別撤廃条約」採択		「婦人問題懇話会」設置
昭和56年 (1981)	ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択	「国内行動計画後期重点目標」設定	「婦人係」設置（商工労働部内） 「島根県婦人行動計画」策定
昭和60年 (1985)	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択（国連婦人の10年最終世界会議）	「男女雇用機会均等法」公布 「国籍法・戸籍法」一部改正 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986)			「明日をひらくしまね女性計画」策定
昭和62年 (1987)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成3年 (1991)		「育児休業法」公布	
平成4年 (1992)			「しまね女性ファンド」設立
平成5年 (1993)			「女性政策室」設置
平成6年 (1994)		「男女共同参画推進本部」設置	
平成7年 (1995)	「北京宣言及び行動綱領」採択 (第4回是会女性会議)	「育児休業法」改正 「育児介護休業法」に 「ILO156号条約」批准	「島根県新女性計画（しまね女性プラン21）」策定 「女性政策推進本部」設置
平成8年 (1996)		「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1994)		「男女雇用機会均等法」改正	
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布	「女性総合センター（あすてらす）」開設
平成12年 (2000)		「男女共同参画計画」策定	
平成13年 (2001)		「男女共同参画会議」「内閣府男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」策定
平成14年 (2002)			「島根県男女共同参画推進条例」制定
平成15年 (2003)		「次世代育成支援対策推進法」成立	
平成16年 (2004)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	
平成17年 (2005)		「男女共同参画計画」改定	「島根県次世代育成支援行動計画」策定 「島根県DV対策基本計画」策定
平成18年 (2006)			「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」改定

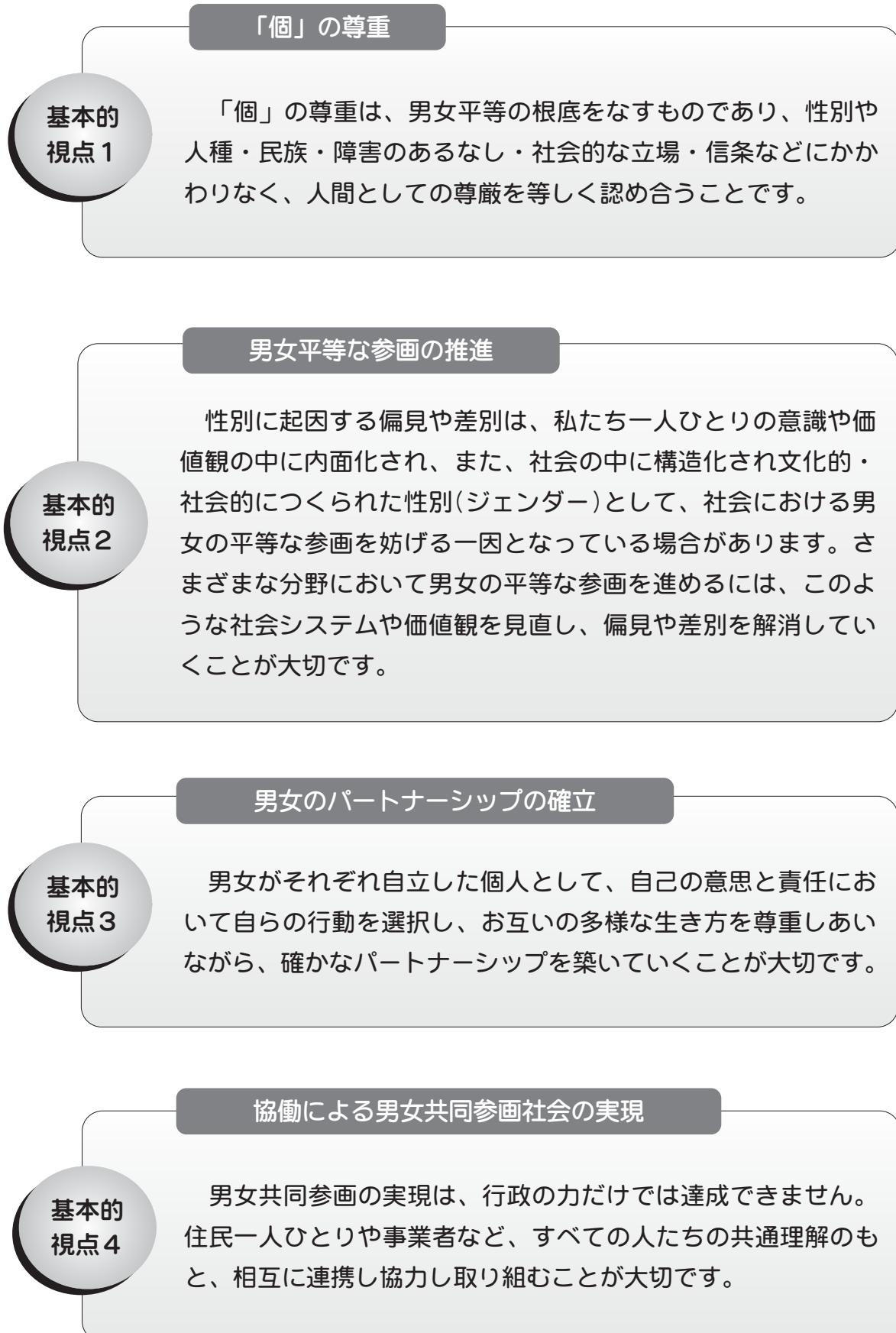
男（ひと）と女（ひと）が  
ともにいきいき輝く  
まちづくりをめざして



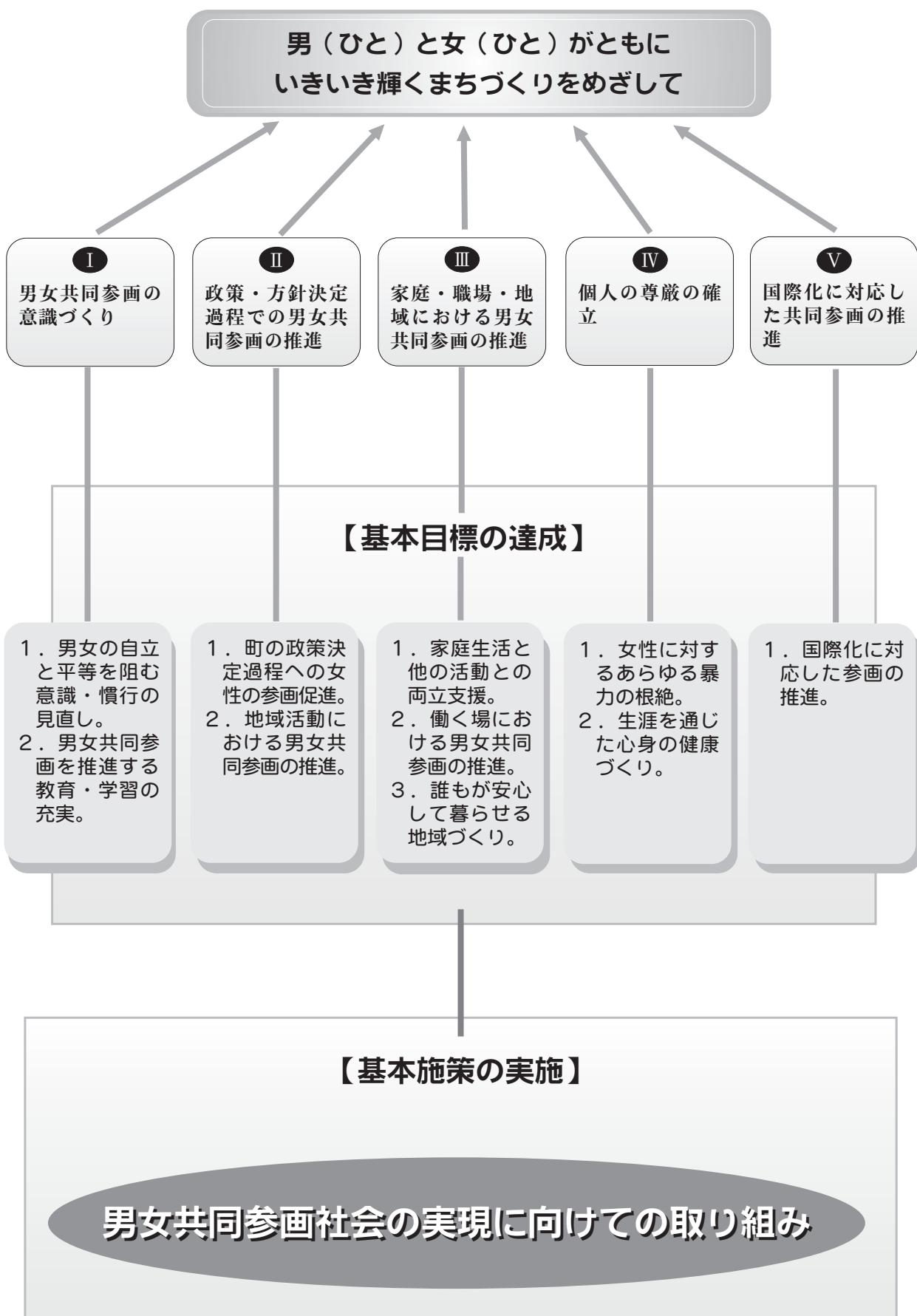
お互いが等しくその人権を認めあい、性別にかかわらず対等のパートナーとしてともに参画し、その個性と能力を十分に発揮して、喜びも責任も分かちあい、ともにいきいきと輝く男女共同参画のまちづくりをめざします。



## 1. 計画推進の基本的視点



## 2. 計画の体系



### 基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

#### 【基本施策 I – 1】

##### 男女の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し

基本法では、男女共同参画社会形成の基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げています。

男女共同参画の視点から見た場合、男女に中立的に機能していないことがあります。また、それとともに、人々の意識の中に長い時間をかけてつくられた「固定的な性別役割分担意識」は、時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強いものがあり、結果的に男女の自立と平等を阻害する大きな要因の一つになっています。

男女共同参画社会実現のためには、男女の平等を阻む社会制度や慣行を見直し、一人ひとり意識をかえていく必要があります。

**参考：**島根県の県民意識・実態調査によると、男女の地位の平等感について、男性の優遇を感じている人の割合は、多くの分野で半数以上ですが、「社会全体」および「社会通念、習慣、しきたり」の分野では8割以上となっており、依然として慣行等における不平等感は高いことがうかがえます。

#### 〈施策の方向〉

##### 1. 広報・啓発活動の推進

- (1) 男女共同参画社会形成の必要性や理念などの啓発・広報活動を推進する。なお、「社会的性別（※ジェンダー）」の定義・視点について誤解の解消に努める。
- (2) 6月の「男女共同参画推進月間」に、重点的な啓発・広報活動を行う。

##### ※ジェンダーとは

社会通念や習慣の中にある、社会によって作られた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー）という。社会的性別は、それ自体に良い、悪い、の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダーが性差別や性別による固定的役割分担意識及び偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点である。

一方「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭りなどの伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。

## 2. 連携の強化

- (1) 男女共同参画サポーターの活動を支援する。
- (2) 人権擁護委員、民生児童委員をはじめ、各種団体などと連携して、男女共同参画社会形成への意識の浸透を図る。

### 【基本施策 I – 2】

#### 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから、家庭、地域、乳幼児教育、学校教育などのさまざまな場所で、周りの人たちの影響を受けながら形成されることから、幼少期の教育や学習は大変重要です。

家庭は社会を構成する最小単位であり、男女共同参画社会を実現するための重要な役割を果たしています。特に、子どもを育てる上で、固定的な性別役割分担意識は、負担の偏りなどの不平等をもたらすだけでなく、子どもの将来の選択肢を狭め、個性や能力を伸ばすことを妨げる一因ともなります。

男女がともに尊重しあい、自立した生活ができる教育、学習を、家庭や教育の場で、地域連携を図りながら進めていくことが必要です。

#### 〈施策の方向〉

##### 1. 学校教育などの教育の推進

- (1) 学校教育において、人権の尊重、男女平等、男女の相互協力、理解についての学習の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を活かし、自立の意識を育む教育を推進する。
- (2) 保育所において、命を大切にする心を育て、一人ひとりの個性を大切にした保育に取り組む。

##### 2. 家庭・地域での学習の推進

- (1) PTAなどと連携を図り、男女共同参画の視点からの家庭教育の重要性について啓発を行う。
- (2) 講演会・研修会の開催、ならびに、社会教育の分野における公民館講座の開設など、家庭や地域における男女共同参画社会の実現に向けての学習機会の提供に努める。



## 基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進

### 【基本施策Ⅱ－1】

#### 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本法では、男女共同参画社会形成の基本理念の一つとして、「政策などの立案及び決定過程への共同参画」を掲げています。男女ともにあらゆる分野に積極的に参画し自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会が求められています。

これまで、女性に対して参画の機会が十分に提供されていなかったこともあり、参画の割合は増加してはいるものの十分ではありません。

政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に進め、男女それぞれの意見や能力が生かされた地域社会づくりを進めていく必要があります。

**参考**：本町の地方自治法（第203条の3）に基く審議会などの女性委員数は、約25%（島根県39%）で、その他の協議会・委員会などについても同様な傾向です。

#### 〈施策の方向〉

##### 1. 町の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 審議会・委員会などの女性委員数の拡大を図る。
- (2) 女性の管理職への登用を促進する。
- (3) 人材の育成に努める。

##### 2. 町政への住民の意見反映の促進

- (1) 町政座談会、説明会などへの女性の参加を促進する。
- (2) 広報等による情報提供を積極的に進める。

##### 3. 団体・企業などの取り組みの促進

- (1) 広報・啓発活動により社会的機運を醸成する。
- (2) 積極的な情報提供を行う。

### 【基本施策Ⅱ－2】

#### 地域活動における男女共同参画

地域を支える住民自治組織や各種団体の活動に参加している女性は多く、それに大きな役割を果たしています。しかし、それらの活動に女性が主体的に参加していても、方針決定などにかかわる役員は、男性が多くを占めている状況があります。主なことを決めるのは男性、実務や補助的なことは女性という意識や慣行が未だ残っていることが女性の進出を阻む一因で

すが、女性自身の参画意識が消極的であることも大きな要因の一つと考えられます。

地域社会は、教育・文化・福祉・環境などの多くの課題を、解決する場として大切な役割を担っています。うるおいのある豊かな地域を創るためにには、地域に住む男女全ての力を合わせた、共同参画による取り組みが必要であり、とくに、人口の減少が進行している本町においては重要です。

## 〈施策の方向〉

### 1. 意識改革のための啓発活動の推進

- (1) 広報活動や男女共同参画サポーターと協働し啓発を進める。
- (2) 研修会の開催などにより地域リーダーの育成に努める。

### 2. 住民自治組織や地域団体の組織のあり方の検討

- (1) 役割分担などの見直しを含む組織運営や活動のあり方の検討を促進し、支援する。
- (2) 情報や学習機会の提供を行うとともに、組織間のネットワークづくりを促進する。



## **基本目標Ⅲ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進**

### **【基本施策Ⅲ－1】**

#### **家庭生活と他の活動の両立支援**

社会状況の変化や人々の価値観の多様化にともない、女性の就業や地域活動への積極的な参加が求められ、男女ともに自分らしい生き方が大切にされるようになってきました。

その中で、生活の基盤である家庭を守り維持するための家事などと他の活動両立が強く求められるようになりました。島根県の県民意識・実態調査によると、「望ましい生き方」の第1位は、男女ともに「仕事と家庭生活・地域活動の両立」があげられています。また、女性は出産・子育てと就労の関係について、ほぼ8割の人が、「働き続けにくい」としており、仕事と家庭の両立支援と安心して働き続けられる労働環境へのニーズが高くなっています。

古くから続いてきた「男は仕事、女は家庭」「家事・育児は女性の仕事」といった考え方のままでは、女性の自立と社会進出を妨げることになります。

家庭での男女共同参画を進めるとともに、仕事と子育て・介護の両立ができる環境の整備を図る必要があります。

#### **〈施策の方向〉**

##### **1. 家庭生活における男女共同参画の推進**

- (1) 固定的性別役割分担意識の改善に向けて啓発活動を進める。
- (2) 家事・子育て・介護に関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座などを開催する。

##### **2. 仕事と子育て・介護の両立支援**

- (1) 仕事と子育て・介護などを両立するための情報提供に努める。
- (2) 多様なニーズに対応した保育・介護サービスの充実に努める。
- (3) 職場における育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図る。
- (4) 地域における子育て・介護支援のネットワークづくりを促進する。

### **【基本施策Ⅲ－2】**

#### **働く場における男女共同参画の推進**

女性の就労が増加し、産業経済活動を支える大きな力となっています。

男女雇用機会均等法の制定をはじめ法制度の整備や、就労条件改善の取り組みは進んでいますが、待遇などの不平等感や、育児・介護休暇制度などが利用し難い雰囲気があるなどの問題があり、就労に関する条件などが、男女共同参画の視点から改善される必要があります。

農業や自営業の分野においても、女性が重要な役割を果たしており、男女が経営の対等なペー

トナーとして協力しあうことが必要です。

### 〈施策の方向〉

#### 1. 就労環境整備の促進

- (1) 男女雇用機会均等法や労働関係法令・制度の周知徹底を図る。
- (2) 労働に関する相談について、関係機関と連携しながら対応する。
- (3) 農業や自営業などの経営における女性の参画と、経済的地位の向上および就業環境整備を促進する。

#### 2. 職業能力の開発支援

- (1) 女性の職業能力開発などの支援を行う。
- (2) 女性の自立と能力向上のための学習機会の提供に努める。



### 【基本施策III－3】

#### だれもが安心して暮らせる環境の整備

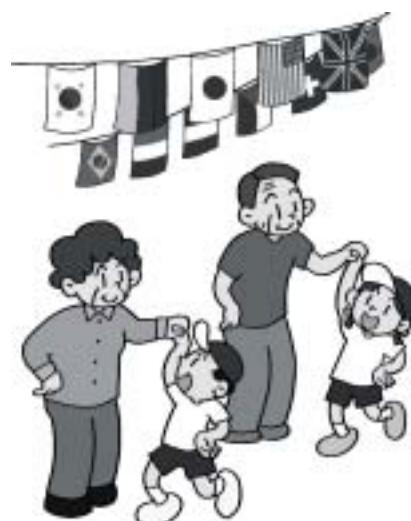
本町の高齢者人口比率は37.7%（平成19年1月現在）と極めて高く、今後も急速に高齢化が進むと考えられます。高齢化は進んでいますが、多くの高齢者は現役としてそれぞれの生活を守り、社会の大きな力として活躍しています。しかし加齢と共に自立する力が弱まってゆく人が増加することは否めません。

高齢社会を豊かな活力のある社会にしていくためには、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりと、社会を支える一員としての社会参加を一層促進する必要があります。

障害者についてもその自立を支え、安心して地域で暮らせる環境づくりが必要です。

さらに、防災・災害対策や、防犯対策、消費者問題なども、生活上の課題として大きく認識されるようになってきました。

だれもが安心していきいきと暮らすためには、これらの課題に向けて、男女が共同して取り組む必要があります。



## 〈施策の方向〉

### 1. 高齢者の自立及び社会参加の促進

- (1) 生活環境など整備に努める。
- (2) 高齢者の地域活動や、学習・健康活動、高齢者団体などの活動を支援し、社会参加と生きがい・健康づくりを促進する。
- (3) 成年後見制度などの情報提供や、虐待に関する相談体制の充実を図る。

### 2. 障害者の地域生活支援

- (1) 生活環境の整備と働く場・活動の場の確保に努める。
- (2) 重度障害児・者への支援体制の整備に取り組む。
- (3) 成年後見制度などの情報提供や、虐待に関する相談体制の充実を図る。

### 3. 消費生活の安定と向上

- (1) 悪質商法や詐欺などを含む消費者問題についての知識普及と情報提供に努める。
- (2) 消費者問題への意識を高め、参画を進めるための啓発活動を行う。
- (3) 関係機関との連携を図り、相談体制の整備と窓口の周知を行う。

### 4. 防災・災害対策における配慮

- (1) 防災計画や災害対策などにおいて、高齢者や女性の意見の反映に努める。
- (2) 災害時における育児支援や心のケアの問題に対応する体制の整備を検討する。
- (3) 避難所などにおいて、女性や高齢者・障害者に配慮した設備の整備に努める。



## 基本目標IV 個人の尊厳の確立

### 【基本施策IV－1】

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の基礎にある理念は、人権の尊重です。暴力は、その対象となる人の性別や加害者・被害者の如何を問わず、決して許されるものではなく、身体的なものであろうと精神的なものであろうと人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻む重大な要因の一つです。

女性に対する暴力とは、「女性に対して直接的に、肉体的、性的・心理的な障害や苦しみをもたらす行為のみならず、そのような行為を行うという脅迫などを含む」という概念で、性犯罪や売買春、家庭内暴力、※セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな形態があります。

島根県の県民意識・実態調査によると、セクシュアル・ハラスメントについて「経験したことがある」や「まわりに経験した人がいる」とした人の合計は24.2%に上り、※ドメスティック・バイオレンスについては22.4%となっています。

この暴力を生み出す社会的背景には、男女の固定的な役割分担意識・経済力の格差・上下関係など、わが国の男女が置かれている構造的问题があるという認識が必要です。また、暴力を許さないという社会的機運の醸成と、相談・支援体制の強化、被害者保護・自立支援など、関係施策の充実を図ることが必要です。

##### ※セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位の力関係を背景に、相手の意思に反して行われる言動であり、それは、単に雇用関係である者の間のみならず、施設における職員と利用者の間や団体における構成員など、さまざまな生活の場面で起こり得るもの。

##### ※ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者などからの身体的・精神的暴力。



#### 〈施策の方向〉

##### 1. 暴力を根絶するための基盤づくり

- (1) 広報・啓発活動や講演会・研修会の開催などにより、暴力は著しい人権侵害であるという認識の周知徹底を図る。
- (2) 学校教育、社会教育における人権学習を推進する。
- (3) 雇用機会均等法で事業主に配慮義務が課せられている雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止への取り組みを推進する。
- (4) 暴力の発生を防ぐため、関係機関と連携し、地域ぐるみで防犯活動に取り組む。

## 2. 被害者に対する相談・支援体制の整備

- (1) 相談体制の充実と、機関相互の連携強化を図る。
- (2) 支援体制を整備し、関係機関との連携を密にする。
- (3) 相談・支援体制の周知徹底を図り、気軽に相談できる機運を醸成する。



### 【基本施策IV－2】

#### 生涯を通じた健康づくりの推進

男女がともに、自らのこころとからだを主人公として主体的に生きることをめざす男女共同参画社会の実現には、両性の身体的特徴の違いを十分に理解し、思いやることが大切です。女性の健康に関しては、妊娠・出産から更年期など、そのライフステージに対応した適切な対応が必要です。主体としての女性の権利を尊重するとともに、女性の心身について男女ともに理解を深め、次世代を生み育てることを社会全体で尊重し、支えていくことが必要です。

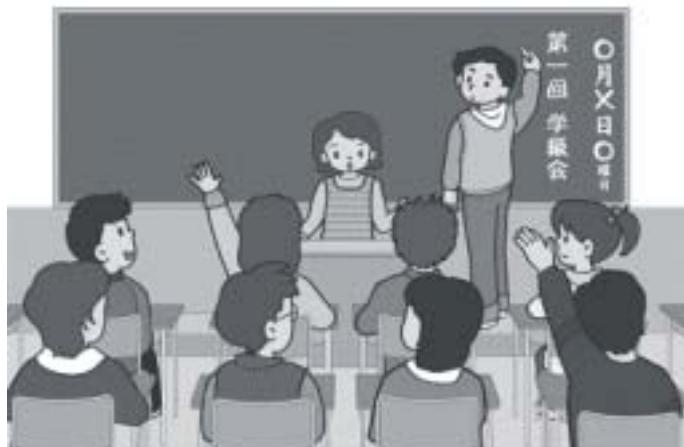
#### 〈施策の方向〉

##### 1. 健康づくりの支援

- (1) 健康教室などを通じて、女性の健康管理に関する意識啓発を進める。
- (2) 女性の各年代における健康に関する悩みなどへの相談体制の充実を図る。
- (3) 妊娠・出産における健康支援の充実を図る。

##### 2. 教育・啓発活動の推進

- (1) 男女の性をともに理解し尊重しあう意識を育てる教育・啓発活動を推進する。
- (2) 女性に特有の乳がん・子宮がん、男性特有な前立腺がんなど、性に特有ながんの早期発見のため、検診の受診促進を図る。
- (3) HIV/エイズ予防についての啓発活動を推進する。



## 基本目標V 国際化に対応した共同参画の推進

### 【重点目標V－1】

#### 国際化に対応した参画の推進

男女共同参画社会の実現は、国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しており、これまで世界女性会議の北京綱領、女性2000年会議など、さまざまな取り組みと密接に関係しながら進められてきています。

今後とも国際的な連携、協力のもと促進することが必要です。

#### 〈施策の方向〉

##### 1. 国際的な視野の育成

- (1) 国際交流事業の推進を図る。
- (2) 男女共同参画関連の国際的な情報の収集と周知に努める。



## 第4部

## 計画の推進

本計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

### 1. 庁内推進体制の整備

飯南町男女共同参画推進庁内連絡会を設置し、男女共同参画の推進に関する施策にかかる重要事項について調査審議します。

各部署間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施について総合的な推進を図ります。

### 2. 男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修を実施します。

### 3. 住民・事業者などと行政の連携

国の取り組みはもとより、島根県や他の地方公共団体及び女性団体や自治組織、事業者などをはじめとする各種団体と協力、連携を図ります。

### 4. 男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、推進条例の早期制定を図ります。

### 5. 実施計画の策定

男女共同参画計画に定める「施策の方向」ごとに具体的な指標を設定し、施策の実施計画を策定します。

# 參 考 資 料

## 飯南町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 飯南町の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定及び円滑な実施の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、飯南町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な事項を調査審議し、答申する。

2 委員会は、前項の規定による答申のほか、男女共同参画に関して、町長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 委員会の組織委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 社会教育委員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委任)

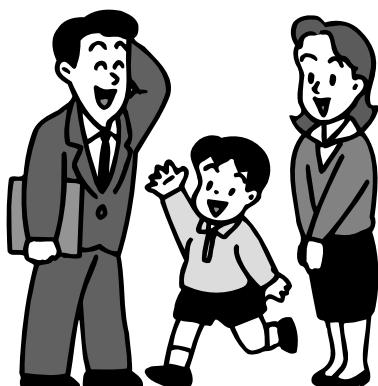
第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

## 飯南町男女共同参画計画策定委員会 委員名簿

団体名	氏名
人権擁護委員	吉川 玲 嗣
社会教育委員	倉橋 裕子
民生児童委員協議会	佐和田 静也
飯南町公民館連絡協議会 飯南町自治区長連絡会	永田 祯一
飯南町社会福祉協議会	織田 梨惠
飯南町商工会女性部	藤原 薫
飯南町商工会女性部	塩田 ヤスエ
飯南町婦人会連合会	安達 恵子
飯南町老人クラブ連合会	寺西 正和
飯南町PTA連合会	大谷 哲也
飯南町青年団	岸 和也
学識経験者	安部 徳則
島根県男女共同参画サポーター	小林 富江
島根県男女共同参画サポーター	日高 加壽美



## 主たる用語の解説

### 男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は2000年（平成12年）12月12日に閣議決定されている。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）6月23日法律第78号として、公布・施行された。

### 男女共同参画に関する条例

男女共同参画社会基本法の制定を受けて、地方公共団体でも男女共同参画社会の実現に向けて施策の基本となる条例を制定している。このような条例の名称は、「男女共同参画推進条例」、「男女共同参画基本条例」、「男女平等参画推進条例」等、地方公共団体によってさまざま。また、内容についても苦情処理のための機関の設置、県の付属機関の委員構成を男女均衡にするよう努めることなどを盛り込むなど、地域ごとの特色や工夫がみられる。

### 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されている。また、企業名公表制度の創設や停滞の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化された。

## **次世代育成支援対策推進法**

平成27年3月末までの時限立法。保護者による子育てを困難にしている障害を取り除き、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備や取り組みを国・地方公共団体・事業主が積極的に進めようというもので、市や県は、地域における子育て支援・仕事と家庭の両立の推進などについて、5年ごとに行動計画を策定しなければならない。常時雇用者が300人を超える事業主も、一定の基準を満たした計画を策定し、厚生労働大臣に届けなければならない（300人以下にも同様の努力義務がある）。計画を達成したときは、厚生労働大臣から認定を受けることができる。

## **女子差別撤廃条約**

1979年（昭和54年）国連総会において採択された条約。正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。各国にあらゆる形態の差別をなくすことを求め、性別役割の変更が、男女の完全な平等の達成に必要であることや、男女の社会的・文化的行動様式の修正のための措置についても明記されている。

## **育児・介護休業法**

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）は、労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律。

## **ILO156号条約（家庭的責任を有する労働者条約）**

女子差別撤廃条約が、家庭的責任を男女が共に担うことを基本的な考え方としていることを雇用の場で具体化した条約。家庭的責任を有する労働者とは、子どもや介護または援助が必要な近親の家族に対する責任をもつものと定義され、具体的には各国の事情できめることになっている。育児休業などの特別な措置だけでなく、労働時間の短縮など全体の労働条件を引き上げ、私生活と調和できる労働条件を確保していく考え方。日本は1995年（平成7年）に批准した。

## **世界行動計画**

1975年（昭和50年）の国際婦人年メキシコ会議で採択。男女平等の達成のためには「男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」と、性差別役割分業の変革を打ち出した。そのため各国政府に対して、国内的・国際的な政策・活動を展開することを奨励した。

## **女性2000年会議**

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。

## **女性に対する暴力をなくす運動**

1975年（昭和50年）度から1999年（平成11年）度まで実施されてきた「社会の風紀環境を浄化する運動」の内容を見直し、2000年（平成12年）度から名称を「女性に対する暴力をなくす運動」に変更して実施。いくつかの関係省庁の主唱で実施されてきたが、2001年（平成13年）6月5日の男女共同参画推進本部において、この運動の実施についての決定がなされ、政府を挙げた取り組みに格上げされている。運動は、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力を幅広く対象とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発など、この問題に関する取り組みを一層強化することとしている。

## **男女共同参画会議**

2001年（平成13年）1月6日に発足した、内閣府に置かれている重要政策に関する会議の1つ。男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視、政府の政策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等を行うことを所掌事務としている。内閣官房長官を議長とし、そのほか、各省大臣など12名、学識経験者12名が構成員となっている。

## **男女共同参画週間**

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、2001年（平成13年）度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として設けている。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

## **固定的な性別役割分担意識**

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

## **セクシュアル・ハラスメント**

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」2004年（平成16年）3月では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義している。なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と

定義している。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上配慮すべき事項についての指針」では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

### ドメスティック・バイオレンス（D V）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているかについて注意が必要となる。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」として記述されている。

### 配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」2004年（平成16年）6月2日公布、同年12月2日施行では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「D V」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

### パートナーシップ

お互いを自立した存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。共存・共生できる関係をいう。



飯南町  
IINAN

まち  
小さな田舎からの「生命地域」宣言  
“いのち彩る里 飯南町”